

○共同漁業権

存続期間：平成 25 年 9 月 1 日から令和 5 年 8 月 31 日まで

※すべて団体漁業権

(1) 漁業権の公示番号 共第 1 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月 1 日から翌年 7 月 31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1 月 1 日から12月 31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月 1 日から翌年 5 月 31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1 月 1 日から12月 31日まで
同	あおのり漁業	同
同	あかもく漁業	11月 1 日から翌年 6 月 30日まで
同	あさり漁業	1 月 1 日から12月 31日まで
同	とりがい漁業	同
同	あかがい漁業	同
同	かき漁業	同
同	あかにし漁業	同
同	あずまにしき漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	みるくい漁業	同
同	うちむらさき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

第三種共同漁業	地びき網漁業	同
---------	--------	---

イ 漁場の位置 横須賀市夏島町から同市津久井までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市夏島町1番地にある護岸北東角

基点B 横須賀市松崎東端に設置した石柱（神奈川県漁場基点第211号）

基点C 横須賀市走水二丁目と同市鴨居との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点D 横須賀市大坂ノ鼻

基点E 横須賀市旧鴨居と同市旧洲崎との境界

基点F 横須賀市千代ヶ崎

基点G 横須賀市久里浜港外防波堤上で同防波堤西端から東へ53メートルの所

基点H 横須賀市久里浜九丁目に設置した石柱（神奈川県漁場基点第207号）

基点I 横須賀市野比に設置した石柱（神奈川県漁場基点第208号）

基点J 横須賀市野比野比川河口左岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第75号）

基点K 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点L 横須賀市夏島町住友重機械工業株式会社横須賀製造所（以下「住友重機械工業」という。）北防波堤天端北東角

基点M 横須賀市夏島町独立行政法人海洋研究開発機構横須賀本部の旧共同研究研修棟表玄関前の階段最下部南東角

基点N 横須賀港東北防波堤東灯台中心点

基点O 横須賀市稲岡町三笠公園にある三笠艦船尾最後部

基点P 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端北側角

基点Q 横須賀市旧走水872番地先に設置した木柱

基点R 横須賀市走水港伊勢山崎地先防波堤先端

基点S 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南西部天端海側角

基点T 横須賀市鴨居二丁目かもめ団地防波護岸南東部天端海側角

基点U 横須賀市長瀬三丁目海上自衛隊横須賀地方総監部久里浜貯油所防波堤南端

基点V Uから65度16.4分110.6メートルの所

基点W 横須賀市長瀬三丁目防衛庁技術研究本部艦艇装備研究所防波護岸南西部隅切部天端北側角

基点X 横須賀市横須賀新港第1ふ頭先端東側角

基点Y 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.17の中心点

基点Z 横須賀市鳥ヶ崎地区5護岸南西角の側溝内側隅角部

基点A' 横須賀市燈明崎先端の燈明堂の尖塔先端

基点B' 住友重機械工業浦賀艦船工場内の東岸岸壁にある係留ビットNO.20  
の中心点

基点C' 横須賀市平作川河口右岸歩道脇にある横須賀市海岸保全区域基点N  
O.159の標識中心点

基点D' 横須賀市久里浜九丁目東京電力横須賀火力発電所東側煙突頂上西端

基点E' 海上自衛隊横須賀地方総監部場外離発着場天端東角

基点F' 海上自衛隊横須賀地方総監部吉倉棧橋東側基部

基点G' 横須賀市大津町大津船溜<sup>だまり</sup>の北側に位置する防波護岸天端海側の屈曲  
点

基点H' 第二海堡灯台中心点

イ Aから 76度 14.8分 3,460メートルの所

ロ Bから 341度 50.6分 3,110メートルの所

ハ Cから 52度 17.4分 1,000メートルの所

ニ Dから 74度 17.4分 1,300メートルの所

ホ Dから 173度 17.4分 2,000メートルの所

へ Eから 120度 17.3分 1,800メートルの所

ト Fから 139度 18.2分 1,188メートルの所

チ Fから 139度 18.2分 2,000メートルの所

リ Gから 137度 58.2分 1,212メートルの所

ヌ Gから 154度 38.2分 1,000メートルの所

ル Jから 158度 58.3分 2,000メートルの所

ヲ Kから 130度 58.2分 700メートルの所

ワ 住友重機械工業北側護岸の延長上でLから90メートルの所

カ ワを通り住友重機械工業東側護岸に平行な直線上でワから南へ760メー  
トルの所

ヨ カを通り住友重機械工業南側護岸に平行な直線上でカから西へ639メー  
トルの所

タ ヨを通りワカに平行な直線と住友重機械工業南側護岸との交点

レ 住友重機械工業北側護岸上でLから229メートルの所

ソ 住友重機械工業北側護岸上でLから311メートルの所

ツ Mから 339度 38分 589.1メートルの所

ネ Mから 338度 47分 554.7メートルの所

ナ Mから 22度 39分 618.5メートルの所

ラ Mから 41度 50分 406.3メートルの所

ム Mから 44度 38分 540.8メートルの所

ウ Mから 60度 29分 557.5メートルの所

ノ Mから 96度 54分 844メートルの所

オ Mから 100度 10分 818メートルの所

ク Pから 120度 07分 569メートルの所

ヤ Pから 128度 41分 536メートルの所

マ	Pから	144度	25分	592メートルの所
ケ	Pから	155度	33分	835メートルの所
フ	Pから	162度	30分	795メートルの所
コ	Pから	150度	42分	549メートルの所
エ	Pから	128度	27分	475メートルの所
テ	Pから	121度	04分	532メートルの所
ア	Oから	129度	59.6分	16メートルの所
サ	Oから	65度	49.6分	65メートルの所
キ	Oから	67度	29.6分	1,162メートルの所
ユ	Oから	74度	49.6分	1,310メートルの所
メ	Oから	154度	29.6分	664メートルの所
ミ	Qから	50度	23.1分の線とRから	199度38.1分の線との交点
シ	Sから	140度	07分	1メートルの所
ヒ	Sから	94度	55分	11メートルの所
モ	Sから	175度	08分	121メートルの所
セ	Sから	179度	54分	120メートルの所
ス	Sから	179度	54分	121メートルの所
イ'	Sから	179度	59分	141メートルの所
ロ'	Sから	181度	20分	141メートルの所
ハ'	Sから	181度	31分	122メートルの所
ニ'	Uから	53度	1.5分	21.8メートルの所
ホ'	Uから	82度	31.5分	32メートルの所
へ'	Uから	63度	31.5分	65.4メートルの所
ト'	Uから	70度	1.5分	73メートルの所
チ'	Uから	75度	1.5分	106メートルの所
リ'	Vから	96度	11.5分	67.6メートルの所
ヌ'	Wから	283度	24.4分	283.6メートルの所
ル'	Wから	283度	49.4分	278.4メートルの所
ヲ'	Wから	284度	31.4分	269メートルの所
ワ'	Wから	285度	17.4分	259.8メートルの所
カ'	Wから	286度	2.4分	250.4メートルの所
ヨ'	Wから	287度	1.4分	241.2メートルの所
タ'	Wから	288度	11.4分	232.2メートルの所
レ'	Wから	289度	1.4分	222.8メートルの所
ソ'	Wから	290度	13.4分	213.6メートルの所
ツ'	Wから	291度	46.4分	205.4メートルの所
ネ'	Wから	292度	59.4分	196.5メートルの所
ナ'	Wから	294度	41.4分	188.2メートルの所
ラ'	Wから	296度	24.4分	180メートルの所
ム'	Wから	298度	4.4分	171.4メートルの所

ウ'	Wから	299度	55.4分	163.2メートルの所
ノ'	Wから	301度	55.4分	154.6メートルの所
オ'	Wから	303度	50.4分	146メートルの所
ク'	Wから	306度	57.4分	139.4メートルの所
ヤ'	Wから	310度	1.4分	132.4メートルの所
マ'	Wから	313度	13.4分	127.2メートルの所
ケ'	Wから	314度	3.4分	126メートルの所
フ'	Wから	314度	51.4分	125.1メートルの所
コ'	Wから	317度	34.4分	119メートルの所
エ'	Wから	321度	16.4分	112.2メートルの所
テ'	Wから	325度	18.4分	105.1メートルの所
ア'	Wから	325度	51.4分	104.8メートルの所
サ'	Wから	329度	59.4分	103.3メートルの所
キ'	Wから	347度	37.4分	96.6メートルの所
ユ'	Wから	333度	57.4分	38.5メートルの所
メ'	Wから	290度	38.4分	14.8メートルの所
ミ'	Wから	180度	26.4分	16.1メートルの所
シ'	Wから	148度	36.4分	22.5メートルの所
ヒ'	Wから	119度	55.4分	36.3メートルの所
モ'	Wから	109度	33.4分	45.8メートルの所
セ'	Wから	95度	16.4分	49.5メートルの所
ス'	Iから	139度	8.4分	252メートルの所
a	Gから	154度	13.4分	110メートルの所
b	aから	86度	8.4分	395メートルの所
c	bから	359度	8.4分	546メートルの所
d	cから	60度	8.4分	293メートルの所
e	dから	329度	48.4分	100メートルの所
f	eから	239度	48.4分	280メートルの所
g	fから	330度	28.4分	424メートルの所
h	gから	269度	38.4分	534メートルの所
i	メとユを結んだ直線上でメから 243メートルの所			
j	Xから	214度	07分	570メートルの所
k	Xから	219度	18分	609メートルの所
l	Xから	199度	05分	1,174メートルの所
m	Xから	194度	52分	1,362メートルの所
n	Xから	194度	22分	1,749メートルの所
o	横須賀市大津一丁目三春・大津護岸の屈曲部天端中央から護岸上西へ 310メートルの所			
p	Yから	30度	03分	598.4メートルの所
q	Yから	27度	14分	578.7メートルの所

r	Yから	25度	53分	600.7	メートルの所
s	Yから	25度	40分	605.5	メートルの所
t	Yから	25度	28分	610.3	メートルの所
u	Yから	25度	17分	615.2	メートルの所
v	Yから	25度	06分	620.1	メートルの所
w	Yから	24度	56分	625.1	メートルの所
x	Yから	24度	47分	630.1	メートルの所
y	Yから	24度	38分	635.2	メートルの所
z	Yから	24度	30分	640.3	メートルの所
a'	Yから	24度	23分	645.4	メートルの所
b'	Yから	24度	17分	650.6	メートルの所
c'	Yから	24度	11分	655.7	メートルの所
d'	Yから	24度	09分	657.9	メートルの所
e'	Yから	23度	43分	683.4	メートルの所
f'	Yから	23度	39分	683.3	メートルの所
g'	Yから	22度	40分	752.2	メートルの所
h'	Yから	21度	55分	785.2	メートルの所
i'	Zから	80度	59分	451.7	メートルの所
j'	Zから	81度	02分	452	メートルの所
k'	Zから	83度	34分	432.8	メートルの所
l'	Zから	87度	43分	437.1	メートルの所
m'	Zから	87度	53分	430	メートルの所
n'	Zから	83度	13分	425.3	メートルの所
o'	Zから	80度	29分	446.1	メートルの所
p'	Zから	78度	37分	419.1	メートルの所
q'	Zから	67度	23分	377.9	メートルの所
r'	Zから	66度	20分	375.5	メートルの所
s'	Zから	65度	15分	373.6	メートルの所
t'	Zから	64度	09分	372.4	メートルの所
u'	Zから	63度	02分	371.8	メートルの所
v'	Zから	61度	54分	371.9	メートルの所
w'	Zから	50度	13分	383.8	メートルの所
x'	Zから	48度	22分	341.4	メートルの所
y'	Zから	42度	59分	352.7	メートルの所
z'	Zから	41度	43分	356.2	メートルの所
あ	Zから	40度	29分	360.1	メートルの所
い	Zから	30度	27分	405.6	メートルの所
う	Zから	28度	28分	413.9	メートルの所
え	Zから	27度	46分	419.5	メートルの所
お	Zから	27度	13分	425.7	メートルの所

か	Zから	26度	47分	432.5メートルの所
き	Zから	26度	29分	439.7メートルの所
く	Zから	26度	20分	447.1メートルの所
け	Zから	26度	19分	454.6メートルの所
こ	Zから	26度	51分	503.9メートルの所
さ	C'から	19度	45分	666メートルの所
し	C'から	16度	31分	670メートルの所
す	C'から	12度	41分	563メートルの所
せ	C'から	6度	06分	596メートルの所
そ	C'から	340度	07分	496メートルの所
た	C'から	339度	47分	515メートルの所
ち	C'から	338度	34分	533メートルの所
つ	C'から	337度	59分	564メートルの所
て	C'から	336度	57分	668メートルの所
と	C'から	337度	00分	675メートルの所
な	C'から	335度	05分	672メートルの所
に	C'から	334度	04分	671メートルの所
ぬ	Wから	43度	39分	634メートルの所
ね	Wから	43度	01分	646メートルの所
の	Wから	42度	33分	657メートルの所
は	Wから	37度	03分	626メートルの所
ひ	Wから	30度	33分	857メートルの所
ふ	Wから	34度	58分	876メートルの所
へ	Wから	32度	36分	976メートルの所
ほ	Wから	32度	02分	1,015メートルの所
ま	Wから	31度	33分	1,060メートルの所
み	Wから	30度	33分	1,117メートルの所
む	E'から	F'を見通した線上で	E'から	340メートルの所
め	E'から	4度	42分	341メートルの所
も	E'から	150度	45分	57メートルの所
や	E'から	203度	44分	55メートルの所
ゆ	E'から	270度	00分	28メートルの所
よ	Yから	125度	09分	254.1メートルの所
ら	Yから	123度	51分	245メートルの所
り	Yから	121度	55分	235.6メートルの所
る	Yから	119度	34分	227.6メートルの所
れ	Yから	116度	49分	221.3メートルの所
ろ	Yから	113度	58分	217.3メートルの所
わ	Yから	113度	11分	212.3メートルの所
を	Yから	98度	09分	208.5メートルの所

あ	Ｙから	97度	16分	212.3メートルの所
い	Ｙから	84度	44分	221.4メートルの所
う	Ｙから	83度	35分	219.1メートルの所
え	Ｙから	71度	05分	242.2メートルの所
お	Ｙから	70度	48分	247メートルの所
か	Ｙから	62度	10分	274.9メートルの所
き	Ｙから	61度	08分	274.5メートルの所
く	Ｙから	57度	59分	288.5メートルの所
け	Ｙから	54度	22分	317.9メートルの所
こ	Ｙから	54度	43分	326メートルの所
さ	Ｙから	51度	55分	365メートルの所
し	Ｙから	50度	58分	372.4メートルの所
す	Ｙから	49度	25分	383.9メートルの所
せ	Ｙから	49度	55分	386.7メートルの所
そ	Ｇ'から	171度	33分	68.5メートルの所
た	Ｇ'から	219度	22分	183.5メートルの所
ち	Ｇ'から	241度	21分	472.1メートルの所
つ	Ｇ'から	239度	44分	467.2メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ツからオまでの方位はMからNを見通した線を、クからテまでの方位はPからOを見通した線を、シからハ'までの方位はSからTを見通した線を、jからnまでの方位はXからPを見通した線を、pからh'まで及びよからせ'までの方位はYからB'を見通した線を、i'からこまでの方位はZからA'を見通した線を、さからにまでの方位はC'からD'を見通した線を、ぬからみまでの方位はWからD'を見通した線を、むからゆまでの方位はE'からF'を見通した線を、そ'からつ'までの方位はG'からH'を見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル、ルヲ及びヲKの13直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Lワ、ワカ、カヨ及びヨタの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、レソの直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ツネ、ネナ、ナラ、ラム、ムウ、ウノ及びノオの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、クヤ、ヤマ、マケ、ケフ、フコ、コエ及びエテの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、アサ、サキ、キュ及びユメの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Qミ及びミRの2直線と横須賀市走水港伊勢山埼地先防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、シヒ、ヒモ及びモセの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、スイ'、イ'ロ'及びロ'ハ'の3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、ニ'ホ'、ホ'へ'、へ'ト'、ト'チ'、チ'リ'、リ'ヌ'、ヌ'ル'、ル'ヲ'、ヲ'ワ'、ワ'カ'、カ'ヨ'、ヨ'タ'、タ'レ'、レ'ソ'、ソ'ツ'、ツ'ネ'、ネ'ナ'、ナ'ラ'、ラ'ム'、ム'ウ'、ウ'ノ'、ノ'



オ、オク、クヤ、ヤマ、マケ、ケフ、フコ、コエ、エテ、テア、アサ、サキ、キユ、ユメ、メミ、ミシ、シヒ、ヒモ及びモセの40直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、Iス、スa、ab、bc、cd、de、ef、fg、gh及びhHの10直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、メi、ij、jk、kl、lm、mn及びNOの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、pq、qr、rs、st、tu、uv、vw、wx、xy、yz、za'、a'b'、b'c'、c'd'、d'e'、e'f'、f'g'及びg'h'の18直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、i'j'、j'k'、k'l'、l'm'、m'n'、n'o'、o'p'、p'q'、q'r'、r's'、s't'、t'u'、u'v'、v'w'、w'x'、x'y'、y'z'、z'あ、あい、いう、うえ、えお、おか、かき、きく、くけ及びけこの27直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、さし、しす、すせ、せそ、そた、たち、ちつ、つて、てと、とな、なに、にぬ、ぬね、ねの、のは、はひ、ひふ、ふへ、へほ、ほま、まみ及びみHの22直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、むめ、めも、もや及びやゆの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域、よら、らり、りる、るれ、れろ、ろわ、わを、をあ'、あ'い'、い'う'、う'え'、え'お'、お'か'、か'き'、き'く'、く'け'、け'こ'、こ'さ'、さ'し'、し'す'、及びす'せ'の21直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにそ'た'、た'ち'及びち'つ'の3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 小型定置漁業の漁具の設置場所は、横須賀市長沢と同市野比との境界から158度58.3分の線以北とすること。

オ 関係地区 横須賀市（長井、佐島、芦名及び秋谷を除く。）

カ 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合

(2) 漁業権の公示番号 共第2号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	1月1日から12月31日まで
同	小型定置猪口網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市長沢から三浦市南下浦町金田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市長沢と同市野比との境界

基点B 横須賀市津久井と三浦市南下浦町上宮田との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 三浦市南下浦町金田81番地先の岩礁にある石柱

基点D 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸

線との交点

基点E 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

イ Aから 158度 58.3分 2,000メートルの所

ロ Bから 134度 18.4分 1,650メートルの所

ハ Cから 79度 52.4分 2,550メートルの所

ニ Eから 91度 19.6分 1,000メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニE及びEDの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 横須賀市長沢及び津久井並びに三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下浦町金田

カ 漁業権者 横須賀市東部漁業協同組合、三和漁業協同組合、みうら漁業協同組合

(3) 漁業権の公示番号 共第3号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	ばかがい漁業	同
同	たいらぎ漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町上宮田から同市南下浦町金田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町上宮田と横須賀市津久井との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 三浦市南下浦町上宮田と同市南下浦町菊名との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 三浦市南下浦町金田字唐池 1,923 番の山林

基点D 三浦市南下浦町金田字入池 2,516 番地先の岩礁に設置した木くい

基点E 三浦市南下浦町金田と同市南下浦町松輪との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点F 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

イ Aから 130度 58.2分 700メートルの所

ロ Bから 103度 18.4分 1,000メートルの所

ハ Cから 63度 49.6分 1,040メートルの所

ニ Dから 56度 4.6分 800メートルの所

ホ Fから 91度 19.6分 1,000メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホF及びFEの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 三浦市南下浦町上宮田、南下浦町菊名及び南下浦町金田

カ 漁業権者 三和漁業協同組合、みうら漁業協同組合

(4) 漁業権の公示番号 共第4号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	ことじつのまた漁業	同
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同

同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市南下浦町松輪から同市三崎町城ケ島までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市南下浦町松輪と同市南下浦町金田との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 三浦市南下浦町松輪地先にある黒島頂上

基点C 三浦市劔埼灯台南角

基点D 三浦市南下浦町毘沙門字尾楚二子鼻

基点E 三浦市南下浦町毘沙門と同市三崎町六合との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点F 三浦市安房埼東端

基点G 三浦市灘ケ埼西端

基点H 三浦市舞子島の東側にある稲荷<sup>ほころ</sup>祠

基点I 三浦市三崎と同市白石町との境界

基点J 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点

基点K 三浦市晴海町通り矢物揚場東南角

基点L 三浦市三崎町城ケ島城ケ島防波護岸北東角

基点M 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点

イ Bから 91度 19.6分 1,000メートルの所

ロ Cから 109度 19.5分 2,600メートルの所

ハ Dから 31度 57.5分 161メートルの所

ニ ハから三浦市横瀬島東端を見通した線上で横瀬島東端から南へ800メートルの所

ホ Eから 254度 19.3分 127メートルの所

へ ホから 176度 19.3分 1,090メートルの所

ト Fから 154度 19.3分 1,040メートルの所

チ Fから 194度 19.3分 1,200メートルの所

リ Gから 196度 19.3分 1,500メートルの所

ヌ Hから 269度 19.3分 1,000メートルの所

ル Jから 320度 56分の線とヌヨとの交点

- ヲ J から 342 度 48 分の線とワカとの交点
- ワ J から 6 度 42 分の線と三崎漁港西口南内防波堤との交点
- カ J から 282 度 32 分 103 メートルの所
- ヨ I から 240 度 33 分 450 メートルの所
- タ G から H を見通した線上で G から 280 メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ルからカまでの方位は、J から M を見通した線を 0 度として右回りとする。)

区域 上記の A B、B イ、イロ、ロニ、ニへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌヨ、ヨタ及びタ M の 12 直線と最大高潮時海岸線及び三崎漁港西口北内防波堤とによって囲まれた区域。ただし、M タ、タヨ、ヨル、ルヲ、ヲワ及び K L の 6 直線と最大高潮時海岸線、三崎漁港西口北内防波堤及び三崎漁港西口南内防波堤とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 三浦市南下浦町松輪、南下浦町毘沙門、宮川町、晴海町、向ヶ崎町及び三崎町城ヶ島

カ 漁業権者 みうら漁業協同組合、三和漁業協同組合

(5) 漁業権の公示番号 共第 5 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで

イ 漁場の位置 三浦市劔埼地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点 A 三浦市劔埼灯台南角

- イ A から 109 度 19.5 分 2,600 メートルの所
- ロ A から 109 度 19.5 分 3,900 メートルの所
- ハ A から 111 度 19.5 分 4,900 メートルの所
- ニ A から 119 度 2.7 分 4,900 メートルの所
- ホ A から 119 度 2.7 分 2,600 メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ及びホイの 5 直線によって囲まれた区域。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 三浦市南下浦町松輪

カ 漁業権者 みうら漁業協同組合

(6) 漁業権の公示番号 共第 6 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期

第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あさり漁業	同
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦市三崎五丁目から同市初声町和田までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 三浦市三崎漁港（以下「三崎漁港」という。）南防波堤にあった旧居島灯台中心点

基点B 三崎漁港西口北内防波堤にある旧灯台台座の中心点

基点C 三浦市三崎と同市白石町との境界

基点D 三浦市舞子島の東側にある稲荷<sup>ほこら</sup>祠

基点E 三浦市三崎町諸磯字浜ノ原 1,891 番

基点F 三浦市初声町三戸にある丸山頂上

基点G 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 113 号）から 213 度 57.1 分の線と最大高潮時海岸線との交点

基点H 横須賀市荒埼鼻

基点I 三浦市三崎町小網代字名向崎 1,022 番地先の埋立地護岸西側角から 54 度 25.6 分 19.06 メートルの所

基点J 三崎漁港南防波堤灯台中心点

基点K 三崎漁港海外 2 号防波堤北西角

基点L 三浦市白石町 21 番地にある三浦市防災行政無線塔NO.6 中心点

イ AからBを見通した線を0度として右回りにAから316度46分715メートルの所

ロ AからBを見通した線を0度として右回りにAから320度56分の線と直線ハヌとの交点

ハ Dから 269度19.3分 1,000メートルの所

ニ Eから 292度19.3分 1,000メートルの所

ホ Fから 277度19.3分 800メートルの所

へ Hから 167度57.1分 1,240メートルの所

ト Gから 213度57.1分 700メートルの所

チ Iから 28度3.6分 171.3メートルの所

リ Iから 74度48.6分 89.7メートルの所

ヌ Cから 233度49.3分 450メートルの所

ル Jから 356度 54分 320メートルの所

ヲ Jから 301度 44分 466メートルの所

ワ Jから 301度 56分 467メートルの所

カ Jから 289度 40分 623メートルの所

ヨ Jから 293度 07分 819メートルの所

タ Kから 61度 15分 1,003メートルの所

レ Kから 50度 23分 1,031メートルの所

ソ Kから 34度 23分 912メートルの所

ツ Kから 52度 46分 437メートルの所

ネ Kから 14度 06分 364メートルの所

ナ Kから 13度 41分 335メートルの所

ラ Kから 12度 51分 336メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ルからヨまでの方位は、JからLを見通した線を、タからラまでの方位はKからLを見通した線を、それぞれ0度として右回りする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトGの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、チリの直線以東の油壺湾の海面及びルヲ、ヲワ、ワカ、カヨ、ヨタ、タレ、レソ、ソツ、ツネ、ネナ及びナラの11直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 三浦市三崎一丁目から三崎五丁目まで、岬陽町、原町、栄町、城山町、東岡町、天神町、諏訪町、白石町、海外町、三崎町諸磯、三崎町小網代、初声町下宮田、初声町三戸、初声町和田、初声町入江及び初声町高円坊

カ 漁業権者 みうら漁業協同組合、三和漁業協同組合

(7) 漁業権の公示番号 共第7号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	あさり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
同	しゃこ漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 横須賀市長井から同市秋谷までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市長井に設置した石柱（神奈川県漁場基点第113号）から213度57.1分の線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 横須賀市荒埼鼻

基点C 横須賀市天神島南西端

基点D 横須賀市芦名と同市秋谷との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）

基点F 横須賀市佐島漁港（以下「佐島漁港」という。）佐島A号防波堤先端



南東角

基点G 佐島漁港佐島C号防波堤先端北東角

- イ Aから 213度 57.1分 700メートルの所
- ロ Bから 167度 57.1分 1,240メートルの所
- ハ Bから 276度 1.8分 2,200メートルの所
- ニ Bから 288度 56.8分 3,350メートルの所
- ホ Cから 228度 16.9分 1,470メートルの所
- へ Dから 262度 16.9分 2,000メートルの所
- ト Eから 247度 55.2分 1,600メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、FGの直線、佐島漁港佐島A号防波堤、佐島漁港佐島C号防波堤及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 横須賀市長井、佐島、芦名及び秋谷

カ 漁業権者 長井町漁業協同組合、横須賀市大楠漁業協同組合

(8) 漁業権の公示番号 共第8号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同

同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 三浦郡葉山町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 横須賀市と三浦郡葉山町との境界にある長者ヶ崎に設置した石柱（神奈川県漁場基点第125号）

基点B 三浦郡葉山町と逗子市との境界

基点C 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱

基点D 三浦郡葉山町堀内株式会社葉山マリナー（以下「葉山マリナー」という。）ヨットハーバー北防波堤先端西角

基点E 葉山マリナーヨットハーバー南防波堤先端北角

イ Aから 247度 55.2分 2,200メートルの所

ロ Bから 248度 45分 1,800メートルの所

ハ Eから 305度 30分 116メートルの所

ニ Eから 301度 35分 115メートルの所

ホ Eから 291度 50分 141メートルの所

へ Eから 291度 40分 146メートルの所

ト Eから 256度 50分 193メートルの所

チ Eから 255度 15分 187メートルの所

リ Eから 248度 25分 213メートルの所

ヌ Eから 245度 50分 294メートルの所

ル Eから 254度 10分 430メートルの所

ヲ Eから 256度 05分 437メートルの所

ワ Eから 258度 00分 434メートルの所

カ Eから 258度 40分 422メートルの所

ヨ Eから 260度 30分 357メートルの所

タ Eから 279度 30分 358メートルの所

レ Eから 282度 25分 361メートルの所

ソ Eから 283度 35分 363メートルの所

ツ Eから 261度 25分 269メートルの所

ネ Eから 255度 30分 427メートルの所

ナ Eから 257度 20分 423メートルの所

（方位は、真方位による。ただし、ハからナまでの方位は、EからDを見通した線を0度として右回りとする。）

区域 上記のAイ、イロ、ロC及びCBの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、DEの直線より内側の葉山マリナーヨットハーバ

一の海面並びにハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、ヌル、ヲワ、カヨ、ヨタ及びレソの 11 直線とリヌ（ $\angle$ リツヌ $=63^\circ$ 、リツ $=$ ヌツ $=78.2$ メートルの円弧）、ルヲ（ $\angle$ ルネヲ $=90^\circ$ 、ルネ $=$ ヲネ $=10$ メートルの円弧）及びワカ（ $\angle$ ワナカ $=90^\circ$ 、ワナ $=$ カナ $=10$ メートルの円弧）の 3 曲線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

- エ 制限又は条件 なし  
 オ 関係地区 三浦郡葉山町  
 カ 漁業権者 葉山町漁業協同組合

(9) 漁業権の公示番号 共第 9 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	はばのり漁業	10 月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
同	ほんだわら漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	てんぐさ漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 逗子市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点 A 逗子市と三浦郡葉山町との境界

基点 B 三浦郡葉山町小浜湾にある牛島頂上の石柱

基点 C 逗子市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点 D 逗子市新宿渚橋右岸橋台の海側にある階段最下段の鉄製手すり支柱中

心点

基点E 逗子市新宿地先にある不如帰碑石柱南東角

基点F 三浦郡葉山町葉山港西防波堤北東角

基点G 三浦郡葉山町葉山港西中央物揚場北東角

イ Aから 248度 45分 1,800メートルの所  
 ロ Cから 226度 19.9分 3,200メートルの所  
 ハ Dから 245度 47分 45.2メートルの所  
 ニ Dから 262度 25分 65.7メートルの所  
 ホ Dから 288度 00分 127.3メートルの所  
 ヘ Dから 296度 38分 171.9メートルの所  
 ト Dから 301度 35分 209.3メートルの所  
 チ Dから 303度 42分 206.4メートルの所  
 リ Dから 299度 12分 168.8メートルの所  
 ヌ Dから 291度 38分 124.2メートルの所  
 ル Dから 274度 38分 70.4メートルの所  
 ヲ Dから 260度 41分 49.2メートルの所  
 ワ Fから 4度 12分 33.7メートルの所  
 カ Fから 34度 25分 24メートルの所  
 ヨ Fから 252度 29分 19.3メートルの所  
 タ Fから 173度 14分 33.3メートルの所  
 レ Fから 86度 11分 49.5メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハからヲまでの方位は、DからEを見通した線を、ワからレまでの方位はFからGを見通した線を、それぞれ0度として右回りとする。)

区域 上記のAB、Bイ、イロ及びロCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの9直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域並びにワカ、カヨ、ヨタ、タレ及びレワの5直線によって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 逗子市

カ 漁業権者 小坪漁業協同組合

(10) 漁業権の公示番号 共第10号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	あらめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	かじめ漁業	同

同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	ほんだわら漁業	1月1日から12月31日まで
同	あまのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	かやものり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 鎌倉市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 鎌倉市と逗子市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 鎌倉市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 藤沢市江の島にある三角点

イ Aから 226度19.9分 3,200メートルの所

ロ Bから 192度8.8分 2,700メートルの所

ハ Cから 131度49.7分 1,008メートルの所

ニ Cから 98度19.7分 1,334メートルの所

ホ Cから 62度19.7分 1,046メートルの所

へ Cから 61度39.7分 1,006メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ及びへBの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 鎌倉市

カ 漁業権者 鎌倉漁業協同組合、腰越漁業協同組合

(11) 漁業権の公示番号 共第 11 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月 1 日から翌年 7 月 31 日まで
同	ひじき漁業	同
同	はばのり漁業	10月 1 日から翌年 5 月 31 日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1 月 1 日から 12 月 31 日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置猪口網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 藤沢市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点 A 藤沢市と鎌倉市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点 B 藤沢市片瀬海岸二丁目旧片瀬橋南西端

基点 C 藤沢市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点 D 藤沢市江の島にある三角点

イ D から 61 度 39.7 分 1,006 メートルの所

ロ D から 40 度 14.7 分 401 メートルの所

ハ D から 139 度 59.7 分 350 メートルの所

ニ D から 129 度 59.7 分 560 メートルの所

ホ D から 109 度 29.7 分 847 メートルの所

へ A から 187 度 8.8 分 2,700 メートルの所

ト B から 224 度 13.8 分 2,300 メートルの所

チ Cから 191度13.1分 2,000メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ、ハニ、ニホ、ホへ、へト、トチ及びチCの8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 藤沢市

カ 漁業権者 江の島片瀬漁業協同組合、藤沢市漁業協同組合

(12) 漁業権の公示番号 共第12号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はまぐり漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	だんべいきさご漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 茅ヶ崎市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 茅ヶ崎市と藤沢市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 茅ヶ崎市と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

イ Aから 191度13.1分 2,000メートルの所

ロ Bから 174度 13分 2,000メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記のAイ、イロ及びロBの3直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれ

た区域

- エ 制限又は条件 なし  
オ 関係地区 茅ヶ崎市  
カ 漁業権者 茅ヶ崎市漁業協同組合

(13) 漁業権の公示番号 共第 13 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	はまぐり漁業	1月1日から12月31日まで
同	さるぼう漁業	同
同	ばかがい漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 平塚市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

- 基点 A 平塚市と茅ヶ崎市との境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点 B 平塚市と中郡大磯町との境界線と最大高潮時海岸線との交点  
基点 C 平塚市地先の国立大学法人東京大学海洋アライアンス機構平塚沖総合  
実験タワー中心点

イ Aから 174度 13分 2,000メートルの所

ロ Bから 164度 28.1分 2,000メートルの所

(方位は、真方位による。)

区域 上記の A イ、イロ及びロ B の 3 直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、C を中心として半径 50 メートルの円周によって囲まれた区域を除く。

- エ 制限又は条件 なし  
オ 関係地区 平塚市  
カ 漁業権者 平塚市漁業協同組合

(14) 漁業権の公示番号 共第 14 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで



同	かき漁業	同
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	えむし漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 中郡大磯町から同郡二宮町までの地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点 A 中郡大磯町と平塚市との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点 B 中郡大磯町と同郡二宮町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点 C 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点 D 中郡大磯町大磯港西防波堤護岸に設置した石柱（神奈川県漁場基点第165号）

イ Aから 164度 28.1分 2,000メートルの所

ロ Bから 164度 28分 1,000メートルの所

ハ Cから 157度 04分 1,325メートルの所

ニ Cから 157度 04分の線と最大高潮時海岸線との交点

ホ Dから 349度 30.4分 468メートルの所

へ Dから 358度 25.4分 408メートルの所

ト Dから 41度 25.4分 318メートルの所

チ Dから 45度 30.4分 244メートルの所

リ Dから 83度 55.4分 199メートルの所

ヌ Dから 183度 55.4分 78メートルの所

ル Dから 281度 18.4分 327メートルの所

ヲ Dから 286度 5.4分 417メートルの所

（方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハニの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、ホへ、へト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの7直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 中郡大磯町及び二宮町

カ 漁業権者 大磯二宮漁業協同組合

(15) 漁業権の公示番号 共第15号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
------	-------	------

第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あかもく漁業	11月1日から翌年6月30日まで
同	さざえ漁業	1月1日から12月31日まで
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 小田原市地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 中郡二宮町山西の押切橋中央

基点B 小田原市前川と同市国府津との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点C 小田原市地先酒匂橋中央にある鋼製伸縮継ぎ手の下流端中央から同橋の下流端に沿って東側へ0.8メートルの所

基点D 小田原市早川と同市石橋との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点E 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点F 小田原市小田原漁港（以下「小田原漁港」という。）南防波堤先端南角

基点G 小田原漁港東防波堤先端南角

イ Aから157度04分の線と最大高潮時海岸線との交点

ロ Aから157度04分1,325メートルの所

ハ Bから157度11.8分1,000メートルの所

ニ Cから153度29.8分1,612メートルの所

ホ Dから89度12.4分800メートルの所

へ Eから87度14.3分800メートルの所

ト Fから131度30分3メートルの所

チ Fから55度30分31メートルの所

リ Fから 45度 45分 138.5メートルの所  
 ヌ Fから 21度 30分 191.5メートルの所  
 ル Fから 18度 30分 197.5メートルの所  
 ヲ Fから 6度 30分 205メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、トからヲまでの方位は、FからGを見通した線を0度として右回りとする。)

区域 上記のイロ、ロハ、ハニ、及びニホの4直線、最大高潮時海岸線から沖合800メートルの線上でホからへまでの線、へとEを結んだ線並びに最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域。ただし、Fト、トチ、チリ、リヌ、ヌル及びルヲの6直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域を除く。

エ 制限又は条件 なし  
 オ 関係地区 小田原市  
 カ 漁業権者 小田原市漁業協同組合

(16) 漁業権の公示番号 共第16号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町岩地先  
 ウ 漁場の区域  
 点の位置

基点 A 小田原市と足柄下郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点  
 基点 B 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点  
 区域 最大高潮時海岸線から沖合 800 メートルの線、上記の A から 87 度 14.3 分の線、B から 94 度 14.3 分の線及び最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域（方位は、真方位による。）

- エ 制限又は条件 なし  
 オ 関係地区 足柄下郡真鶴町岩  
 カ 漁業権者 岩漁業協同組合

(17) 漁業権の公示番号 共第 17 号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	ひじき漁業	同
同	かじめ漁業	1月1日から12月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばい漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	くぼがい漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置ます網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	小型定置落網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡真鶴町真鶴地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点 A 足柄下郡真鶴町岩と同町真鶴との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点 B 足柄下郡真鶴町真鶴にある戎埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第 202 号）

基点 C 足柄下郡真鶴町笠島南東端

基点D 足柄下郡真鶴町真鶴にある黒埼に設置した石柱（神奈川県漁場基点第203号）

基点E 足柄下郡真鶴町と同郡湯河原町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

- イ Aから 94度14.3分 200メートルの所
  - ロ Aから 94度14.3分 800メートルの所
  - ハ イとロを結んだ線上でイから600メートルの所
  - ニ Bから 80度44.3分 1,000メートルの所
  - ホ Cから 144度14.2分 400メートルの所
  - へ Dから 194度14.2分 500メートルの所
  - ト Eから 154度14.2分 850メートルの所
- （方位は、真方位による。）

区域 上記のAイ、イロ、ロハ、ハニ、ニホ、ホへ、へト及びトEの8直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

- エ 制限又は条件 なし
- オ 関係地区 足柄下郡真鶴町真鶴
- カ 漁業権者 真鶴町漁業協同組合

(18) 漁業権の公示番号 共第18号

ア 漁業種類、漁業の名称及び漁業時期

漁業種類	漁業の名称	漁業時期
第一種共同漁業	わかめ漁業	11月1日から翌年7月31日まで
同	はばのり漁業	10月1日から翌年5月31日まで
同	あまのり漁業	同
同	てんぐさ漁業	1月1日から12月31日まで
同	さざえ漁業	同
同	あわび漁業	同
同	とこぶし漁業	同
同	ばていら漁業	同
同	なまこ漁業	同
同	たこ漁業	同
同	うに漁業	同
同	いせえび漁業	同
第二種共同漁業	小型定置いかおとし網漁業	同
同	小型定置猪口網漁業	同
同	小型定置底建網漁業	同
同	固定式刺網漁業	同
第三種共同漁業	地びき網漁業	同

イ 漁場の位置 足柄下郡湯河原町地先

ウ 漁場の区域

点の位置

基点A 足柄下郡湯河原町と同郡真鶴町との境界線と最大高潮時海岸線との交点

基点B 足柄下郡湯河原町吉浜字柏坂1番地小道地藏石燈ろう東端

基点C 神奈川県と静岡県との境界にある千歳橋の下流端中央

基点D 静岡県熱海市初島灯台中心点

イ Aから 154度14.2分 850メートルの所

ロ Bから 144度14.2分 1,000メートルの所

ハ Cから 34度 20分 1,000メートルの所

(方位は、真方位による。ただし、ハの方位は、CからDを見通した線を0度として左回りとする。)

区域 上記のAイ、イロ、ロハ及びハCの4直線と最大高潮時海岸線とによって囲まれた区域

エ 制限又は条件 なし

オ 関係地区 足柄下郡湯河原町

カ 漁業権者 福浦漁業協同組合